

医療情報システム監査人認定制度規程

一般社団法人医療情報安全管理監査人協会

1. 制度の概要

医療情報システムの監査の普及と発展を図るため、一般社団法人医療情報安全管理監査人協会（以下、「協会」という）は、公認医療情報システム監査人（Medical Information System Certified Auditor 以下、「MISCA」）及び公認医療情報システム監査人補（Medical Information System Certified Auditor-Associate 以下、「MISCA 補」）の認定制度を創設する。

協会は、財団法人医療情報システム開発センター（以下、「MEDIS-DC」という）の実施する医療情報システム監査人試験の合格者を対象に、協会が定める医療情報システム監査人倫理規程への誓約を条件として MISCA 補に認定し登録する。

協会は、MISCA 補を対象に、保健医療福祉分野の 3 年以上の実務経験、及び監査の実務経験を審査し、MISCA に認定し協会に登録する。

MISCA および MISCA 補の認定登録の有効期間は 3 年とする。ただし監査実績、継続教育の受講などにより認定登録の更新を行うことができる。

2. 制度の詳細

2. 1 認定要件

MISCA 補及び MISCA は、その所有資格に応じて、次のようにそれぞれ認定し登録する。

①MISCA 補

医療情報システム監査人試験合格者の申請に基づき審査し、認定する。

②MISCA

MISCA 補が、所定の実務経験及び監査経験を示して認定申請することにより、面接の上、審査し、認定する。

2. 2 認定の申請

①MISCA 補の認定を受けようとする者

「医療情報システム監査人合格証」（写し）（合格から 1 年以内）、「医療情報システム監査人倫理規程誓約書」及び「MISCA 補認定登録申請書」を提出する。

②MISCA の認定を受けようとする MISCA 補

「MISCA 認定登録申請書」に保健医療福祉分野の実務経験と監査実績を裏付ける小論文(A 4 版・2000 字程度)を添付して提出し、MISCA となるに必要な資質と実務経験の審査ならびに面接試験を受ける。

③同時申請

MISCA の認定要件を満たした MISCA 補でない者は、同時申請を明確にした上で、上記①と②の書類及び手続きにより、MISCA の認定申請をすることができる。

2. 3 MISCA の認定審査および面接試験

①認定審査は、小論文に基づき MISCA となる実務経験を有していることを審査する。

②面接試験は、MISCA となるに必要な資質、倫理規程の理解、実務経験を複数の試験委員により確認する。

2. 4 認定の有効期限と更新

- ①MISCA および MISCA 補の認定の有効期限は3年とする。
- ②MISCA または MISCA 補の認定の更新を受けようとする者は、別途に定める更新に必要な要件を満たすことを示す書類を添付し、有効期限満了時の2ヶ月前～1ヶ月前の間に申請しなければならない。

2. 5 認定の取り消し

- 1) MISCA または MISCA 補が、協会の定める「医療情報システム監査人倫理規程」に違反した場合は、理事会の審議を経て認定登録の取り消しをすることができる。
- 2) 取り消しを受けた者は通知を受けた日から30日以内に書面をもって不服を申し立てることができる。

3. 監査実績と実務経験の認定要件

3. 1 監査実績の認定要件

MISCA の認定に係る、監査実績の認定は、申請前直近5年間における医療情報システム等の監査実績（3年以上）の有無の確認により行う。認定範囲と期間認定については次のとおりとする。ただし本要件は、試験制度開始から3年後を目途に見直すこととする。

- 1) 医療情報システムの監査：1件を12ヶ月の監査実績とみなす。
- 2) 保健医療福祉分野のPマーク制度^{注1)}の監査：1件を12ヶ月の監査実績とみなす。
- 3) PREMISs^{注2)}の監査：1件を12ヶ月の監査実績とみなす。
- 4) その他の情報システム等に関する監査：1件を6ヶ月の監査実績とみなす。
- 5) 業務監査（会計監査などの監査実務）：1件を3ヶ月の監査実績とみなす。
- 6) 保健医療福祉分野のプライバシーマー制度*1、PREMISs*2の審査経験：1件を6ヶ月の監査実績とみなす。
- 7) その他マネジメントシステムの審査経験：1件を3ヶ月の監査実績とみなす。
- 8) 協会が実施する監査実務研修への参加：1回を12ヶ月の監査実績とみなす。
- 9) その他、上記要件と同等以上の監査実績があると協会が認める場合

* 1 医療機関等の個人情報保護体制について JIS Q 15001 へ準拠性を審査する制度。MEDIS-DC が運用する。

* 2 医療情報システム安全管理評価制度といい、医療機関等が運用する医療情報システムに対して「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」へ準拠性評価する制度。MEDIS-DC が運用する。

3. 2 保健医療福祉分野の実務経験の認定要件

保健医療福祉分野の実務経験の認定は、申請前直近5年間における保健医療福祉分野の実務経験（3年以上）の有無の確認により行う。認定範囲については次のとおりとする。

- 1) 医療機関、健診機関、介護施設等の勤務経験
- 2) 医療情報システムのベンダー等、上記以外での、保健医療福祉関連業務の担当経験
- 3) 医療情報技師の資格を保持している
- 4) その他、上記要件と同等以上の実務経験があると協会が認める場合

4. 添付書類

申請者は、認定要件を満たしていることを証する書証を添付しなければならない。書証の例は、次の通りとする。

- ①所属組織もしくは顧客等の発行する上記の実務経験を証明する書類や業務委託契約書

- など、もしくはその写し。ただし、監査報告書、監査概要書などの提出は求めない。
- ②セミナーなどの修了証など、もしくはその写し。
 - ③その他

5. 手数料等

本認定制度に関する手数料は、次の通りとする。

種別	認定審査手数料		登録手数料	
	会員	非会員	会員	非会員
MISCA 補	¥9,000	¥15,000	¥5,000	¥8,000
MISCA	¥15,000	¥25,000	¥5,000	¥8,000

- ① 認定審査手数料は、認定審査申請書の提出と同時に納付する。認定審査手数料の納付が確認できるまで審査を開始しない。
- ② 登録手数料は、認定審査合格連絡から1ヶ月以内に登録手数料を納付する。
- ③ 認定と登録は一体であり、個別申請はできない。
- ④ 同時申請の場合の認定審査手数料は、MISCA 補の認定審査手数料を合わせた金額とする。
- ⑤ 更新時も同額とする。

6. 更新要件

MISCA 補及び MISCA の更新要件は、「公認医療情報システム監査人更新制度規程」に定める。

以上